

人吉市立西瀬小学校PTA役員選出規程

(目的)

第1条 この規程は人吉市立西瀬小学校PTA規約第6条の規定に基づき、人吉市立西瀬小学校PTAの役員（以下「PTA役員」と表す）を選出する目的としてこれを定めます。

(選考委員会)

第2条 PTA役員を選出のために人吉市立西瀬小学校PTA役員選考委員会（以下「選考委員会」と表す）を設けます。

2 選考委員会は、第3・4・5学年長の3名、各専門委員（広報・交通・父親・保体・家庭教育）の第3・4・5・6学年の中から1名ずつの5名、川北・川南の地区委員各2名ずつの4名、学校職員1名の合計13名とします。

3 選考委員長は第3・4・5学年長の中から1名、選考副委員長は地区委員の中から1名を互選します。

4 PTA役員に選出された選考委員は、その時点で選考委員会から退会します。

5 第1回選考委員会の招集は、PTA会長名で行います。第2回以降は、選考委員長名で招集します。

(役員を選出)

第3条 選考委員会では次の役員を選出し、総会に報告します。

- (1) 会長
- (2) 副会長（地区委員長兼任も含む）
- (3) 専門委員長
- (4) 監事

(学年委員長の互選)

第4条 学年委員長は、第6学年長が兼ねます。

(書記、会計の選出)

第5条 書記・会計については、会長の委嘱とします。

附 則

本規程は、平成14年12月1日から施行します。

附 則

本規程は、平成21年4月18日から施行します。

附 則

本規程は、平成23年4月16日から施行します。

附 則

本規程は、平成27年4月18日から施行します。

附 則

本規程は、平成30年4月21日から施行します。

附 則

本規程は、平成31年4月20日から施行します。

附 則

本規程は、令和5年6月1日から施行します。